

2021 1
JANUARY
No.499

共済だより
E-Life

長野県市町村職員共済組合 <https://nagano-kyosai.jp/>

P.20-21

◎ 休日はどこ行く **Nagano style**

飯田市

contents

- P2 新年のごあいさつ
- P6 【特集】3月末にご退職される皆さんへ
- ・年金請求の手続
 - ・福祉事業の手続
 - ・医療保険制度の加入等
- P15 入学貸付・修学貸付
- P16 標準報酬制 随時改定
- P24 マイナンバーカードが健康保険証として利用できる
オンライン資格確認が始まります

表紙写真：天龍峡大橋

新年のごあいさつ

長野県市町村職員共済組合
理事長 竹節 義孝 (山ノ内町長)



明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆さまには、輝かしい新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、共済組合の業務運営に関しまして、平素よりご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年12月開催の組合会におきまして、理事長にご推挙いただき、その重責を担うこととなりました。共済組合の発展のため、一生懸命職責を果たしてまいりますので、皆さま方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年は、年初には想像もしなかった新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、多方面において感染の対応策が求められました。まだまだ予断を許さない状況であり、今年も警戒を怠ることはできません。

さて、わが国においては、少子高齢化社会の急速な進展等を背景に、年金・医療・介護等の社会保障費は年々増加しています。

高齢化はさらに進展し、令和4年にはいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり始め、高齢化により医療や介護費用が増加し、また、担い手となる現役世代の人口の減少により、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が急務となっております。

私たちの共済制度は、社会保障制度の一躍を担っており、医療・年金・福祉の3つの事業を柱として行っております。

短期給付事業については、高齢化や医療の高度化・高額化に伴う医療費増高の影響と後期高齢者支援金と介護納付金等の支出増加により、引き続き、厳しい財政状況が予想されますが、ジェネリック医薬品の使用割合を高める取り組みを行うなど、皆さまが安心して医療を受けられるよう健全な事業運営の確保に努めてまいります。

長期給付事業については、被用者年金制度の一元

化後においても、共済組合が引き続き年金に係る記録の管理、裁定事務等を行っておりますので、組合員の皆さまには、年金制度の内容や仕組みにつきまして、お知らせするとともに、説明会等で周知を行い、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

保健事業につきましては、第2期データヘルス計画に基づき、組合員等のさらなる健康保持増進、保険者としての医療費の適正化を目的に、生活習慣病の発症・重症化予防や健康づくりの推進について、共済組合と所属所との連携により、共済組合の健康課題に即した事業を効果的・効率的に実施してまいります。

なお、今年度は第2期データヘルス計画における中間評価を行い、令和3年度以降の保健事業の見直しを行う予定です。

皆さまには、人間ドック検診等の各種検診料の助成事業その他各種保健事業、特定健康診査、特定保健指導を積極的にご利用いただき、健康の保持増進にお役立ていただきますようお願いいたします。

社会保障・税番号制度(マイナンバー)につきましては、今年3月からマイナンバーカード等によるオンライン資格確認の本格運用が実施されることから、マイナンバーカードの取得の推進なども含め、遺漏のないよう適切な対応に努めます。

また、短期・長期給付事務に係るマイナンバーの情報連携につきましては、個人情報の漏えい等がないよう、関係法令等に基づき適正に取り扱い、業務遂行に当たっては情報セキュリティポリシーを遵守した情報セキュリティの運営に努めてまいります。

今後も、共済制度の円滑な運営と発展のため、最善の努力を尽くしてまいりますので、皆さまの変らぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆さまにとりまして良い年となりますようご祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。

新組合会議員 と役員決まる

組合会議員の任期満了に伴う選挙が、令和2年11月11日および16日に行われ、20名の方々が新議員に決まりました。

新議員の任期は令和2年12月1日から2年間となります。

12月7日に招集された第170回組合会において役員選挙が行われ、下表のとおり選任されました。

組合会では、定款の変更、毎事業年度の事業計画、予算、決算および重要な財産の処分等重要事項の議決を行うこととなっています。

理事長に

竹節 義孝氏(山ノ内町長)を選出

● 新組合会議員および役員一覧

市 町 村 長 側		
役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理 事 長	竹 節 義 孝	山ノ内町長
理事(理事長職務代理者)	白 鳥 孝	伊那市長
理 事	足 立 正 則	飯山市長
理 事	瀬 戸 普	王滝村長
監 事	金 子 ゆ かり	諏訪市長
組合会議員	小 泉 俊 博	小諸市長
組合会議員	藤 巻 進	軽井沢町長
組合会議員	小 田 切 康 彦	宮田村長
組合会議員	小 池 正 充	平谷村長
組合会議員	山 村 弘	坂城町長

職 員 側		
役 職 名	氏 名	所 属 所 職 名
理事(代表)	原 康 博	塩尻市職員
理 事	吉 池 靖 明	上田市職員
理 事	高 柳 康 広	中川村職員
理 事	下 田 裕 一	山ノ内町職員
監 事	山 口 純 平	朝日村職員
組合会議員	植 木 浩 司	須坂市職員
組合会議員	桐 山 大	駒ヶ根市職員
組合会議員	豊 田 正 樹	中野市職員
組合会議員	野 明 香 織	茅野市職員
組合会議員	平 沢 重 太	安曇野市職員

● 学識経験監事

役 職 名	氏 名	備 考
学識経験監事	福 澤 克 憲	飯田市議会議員



福澤 克憲

【趣 味】 剣道(今はやれていません)

【抱 負】 この度、監事としてお世話になることとなりました。

長野県市町村職員共済組合の制度が、組合員の皆さまにとってより良いものとなりますように頑張ります。

組合会議員のプロフィール

①趣味 ②抱負

市町村長側

監事 金子 ゆかり
諏訪市長



- ①芸術鑑賞、華道、フィットネス
- ②組合員とご家族の皆様が福厚向上のため精一杯頑張ります。

議員 小泉 俊博
小諸市長



- ①水墨画、絵画鑑賞
- ②災害や感染症等により健康や福祉への期待が増している昨今、組合員の福利厚生の充実に組合会議員として努めてまいります。

理事(理事長職務代理者) 白鳥 孝
伊那市長



- ①登山、溪流釣り、焚き火、読書
- ②組合員とご家族の皆様が福厚の充実に共済組合の健全な運営に尽力してまいります。

理事 足立 正則
飯山市長



- ①パソコン、美術鑑賞
- ②組合員の皆様の福利厚生の充実と、共済組合の健全な運営に努めてまいります。

議員 藤巻 進
軽井沢町長



- ①読書、映画鑑賞、音楽鑑賞
- ②組合会議員として、組合員とご家族が安心して生活できるよう努めて参ります。

議員 小田切 康彦
宮田市長



- ①古寺散策
- ②全ての会員が、希望をもって業務に取り組む事ができる共済組合づくりに、一役を担いたい。

議員 小池 正充
平谷市長



- ①畑しごと
- ②組合の皆様とご家族が安心して生活できるよう福利厚生の向上と共済組合の発展に努めてまいります。

理事 瀬戸 普
王滝市長



- ①読書、山仕事
- ②組合員及びご家族の幸福のため微力ながら尽くさせていただきます。

議員 山村 弘
坂城町長



- ①読書
- ②組合員とご家族の皆様が安心して生活出来るよう尽力します。

理事長 竹節 義孝
山ノ内町長



- ①特になし 日課は一日三回の温泉入浴、一日三回“龍”(川上大)の散歩
- ②平成の大合併や財政危機の中、職員数も限られる一方、住民ニーズの多様化、住民に一番近い自治体職員への期待も多く、公務多忙の中、共済組合事業を通じて心身の健康・絆を大切にしたい。

職員側

理事 吉池 靖明
上田市職員



- ①旅行
- ②組合員皆さんの福利厚生のために、微力ではありますが、精一杯頑張ります。よろしくお願ひします。

議員 植木 浩司
須坂市職員



- ①温泉に浸かること
- ②わからないことだらけですが、組合員の声を聞きながら利用のしやすい共済制度となるよう、微力ではありますが努めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議員 桐山 大
駒ヶ根市職員



- ①暖炉の番、ゴルフ、最近は少し走ります
- ②議員となって初めて共済組合のウェブサイトを見ました。充実した良いサイトです。みなさんも是非御覧ください。組合のため微力を尽くたく存じます。

議員 豊田 正樹
中野市職員



- ①音楽鑑賞 エレキギター・ベース演奏
- ②微力ではありますが、組合員の皆様とご家族のお役に立てよう、頑張りたいと思います。よろしくお願ひします。

議員 野明 香織
茅野市職員



- ①美味しいものを食べる
- ②組合活動は働く幸せを認識し、仲間作りをする活動。私らしく取り組んでいきたいです。

理事(代表) 原 康博
塩尻市職員



- ①ドライブ、山歩き
- ②組合員とご家族の皆様のお役に立てるよう微力ではありますが精一杯頑張ります。よろしくお願ひいたします。

議員 平沢 重太
安曇野市職員



- ①ドライブ(または、目的地を定めず車を走らせること)
- ②各事業・業務が円滑かつ適正に行われるように努め、選ばれました任を果たしたいと思ひます。

理事 高柳 康広
中川村職員



- ①読書
- ②組合員のみなさんのお役に立てるよう、精一杯努めさせていただきます。

監事 山口 純平
朝日村職員



- ①読書、登山、グリーンウッドパーク
- ②組合員の皆様のお役に立てるようがんばります。

理事 下田 裕一
山ノ内町職員



- ①ラーメン店巡り
- ②組合員の皆様・ご家族のため、議員として「全集中」で頑張ります。

新年度が始まる前に確認を 被扶養者の資格確認調査にご協力ください

～ 卒業・進学・就職シーズン～

共済組合では、3月末で高等学校、大学、専門学校などを卒業予定の被扶養者を対象に卒業後の資格確認調査を行います。卒業後、就職した場合は、速やかに「認定取消」の手続きを行ってください。

手続きが遅れると、さかのぼって認定取消となり、取消日以降に共済組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診するとかかった医療費等を全額返還していただくこととなります。例年このような事例が多く見受けられますので、十分ご注意ください。

また、就職以外の方も状況に応じて異動の手続きが必要となります。

【提出書類】被扶養者調査回答・申告書^(注1)

4月以降の状況	判定	添付書類	
		4月以降扶養手当の支給あり	4月以降扶養手当の支給なし
①就職する場合 ^(注2)	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員被扶養者証 ●就職日の確認できる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等) 	
②アルバイト・パート等の収入がある場合 ^(注3)	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員被扶養者証 ●雇用内容等の確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等) 	
	引続き認定	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用内容等の確認できる書類 (雇用契約書の写し、給与支払等証明書等) 	
③進学・引き続き在学・進学浪人の場合	引続き認定	4月以降扶養手当の支給あり	●原則、添付書類はありません。
		4月以降扶養手当の支給なし	●在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)に限ります。
④求職活動・未就労で収入がない場合	引続き認定	病気等により就労できない場合	●診断書
		上記以外の場合	●原則、添付書類はありません。

(注1)『被扶養者調査回答・申告書』は、3月に所属所の共済組合担当課を経由して対象となる方に配付します。

(注2) 就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります。(研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

(注3) ②のケースは学生、通信制、夜間の学生、進学浪人の方も対象となります。

また、学生でアルバイト等の月収が108,334円未満の場合は、②③に該当する書類をそれぞれ提出してください。

※上記の表は一般的な事例のため、該当にならないケースや不明な点は、所属所の共済組合担当課または共済組合資格管理課審査担当まで照会願います。

※通信制など(全日制でない学生)の場合、就労条件により引き続き被扶養者として認定できないケースがあります。

※調査対象でない方でも、就職等により被扶養者に異動のある方は、速やかに手続きを行ってください。

※組合員と別居の場合は生計費の送金事実と送金額の確認できる書類を添付してください。(ただし、学生であることが確認できる子のみ送金事実と送金額の確認できる書類の添付は省略できます。)

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

3月末にご退職される皆さんへ



老齢厚生年金等の年金請求手続について



昭和35年4月2日以降に生まれた方の特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の支給開始年齢は、次の表のとおり一般組合員の場合64歳以降となります。

今回は、支給開始年齢到達時の年金請求手続、老齢厚生年金等の支給要件と仕組みについてご案内します。

◆支給開始年齢

●一般組合員

生年月日	支給開始年齢
S34.4.2 ~ S36.4.1	64歳
S36.4.2 ~	65歳

●特定消防組合員※

生年月日	支給開始年齢
S34.4.2 ~ S36.4.1	61歳
S36.4.2 ~ S38.4.1	62歳
S38.4.2 ~ S40.4.1	63歳
S40.4.2 ~ S42.4.1	64歳
S42.4.2 ~	65歳

※「特定消防組合員」とは、退職時または60歳時点まで消防司令以下の消防職員として引き続き20年以上在職していた組合員をいいます。

◆支給要件

次の条件を満たした場合に支給されます。

特別支給の老齢厚生年金

- ①60歳以上であること(支給開始年齢は、左表を参照)
- ②1年以上の組合員期間があること(民間会社等の厚生年金加入期間も合算)
- ③組合員期間等(組合員期間の他、国民年金などの公的年金制度への加入期間)が10年以上あること

退職共済年金(経過的職域加算額)

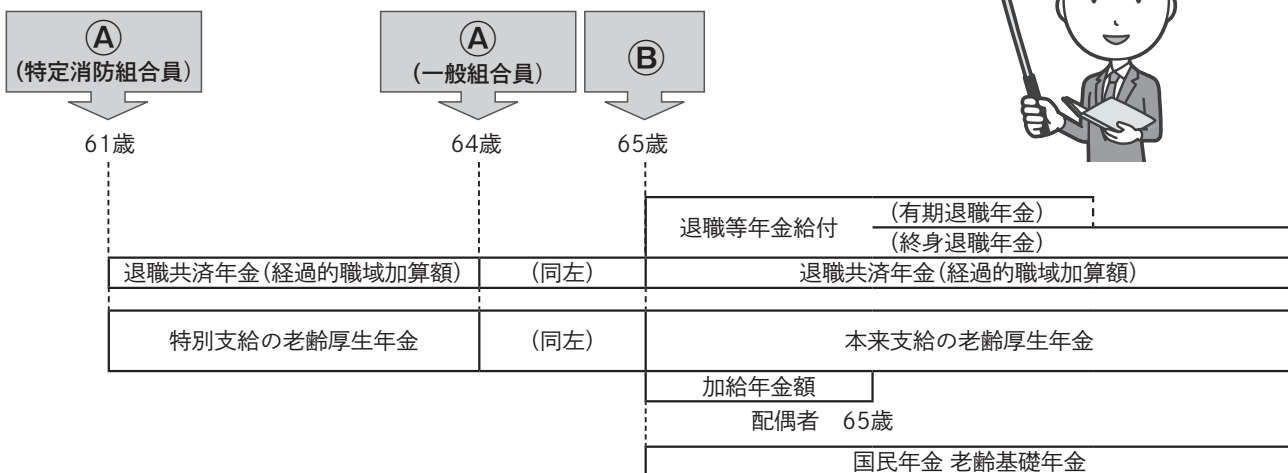
- ①平成27年9月以前に引き続く組合員期間が1年以上あること(平成27年10月をまたいで引き続く1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の期間が1年未満でも該当します。)
- ②上記「特別支給の老齢厚生年金」の支給要件を満たすこと

◆老齢厚生年金等の請求手続

支給開始年齢到達時と65歳到達時の2回請求手続が必要となります。

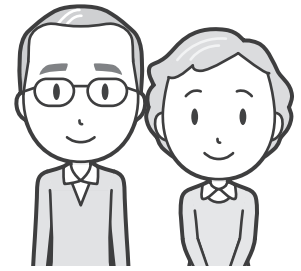
◎請求例

【S34.4.2~S36.4.1生まれの方】



①支給開始年齢到達時(特定消防組合員は61歳、一般組合員は64歳)

- ・退職した方へはご自身の住所に、在職中の方へは所属所経由で請求書をお送りします。
- ・受給権発生時点までの組合員期間を算定基礎として老齢厚生年金の額の決定を行います。
- ・65歳から加算される加給年金額の対象となる方の認定を行います。
- ・平成27年9月までの組合員期間を算定基礎として退職共済年金(経過的職域加算額)の額の決定を行います。



②65歳到達時

- ・新たに本来支給の老齢厚生年金の請求書をお送りします。
- ・退職等年金給付(有期退職年金および終身退職年金)の請求もしていただきます。(退職者に限りです)

請求書等は年齢に到達する前に送付されますので、手続方法に関する詳細については送付された請求書等でご確認ください。

◆老齢厚生年金等の繰上げ請求

特別支給の老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)は、60歳以降であれば支給開始年齢に達する前に、繰り上げて受給することができます。

その場合は老齢基礎年金の繰上げ請求も同時に行うこととされています。

なお、繰上げ請求をした場合は、繰上げ請求月から支給開始年齢になる前月までの月数の1月につき0.5%(*)減額され、その減額は生涯続き、取消、変更はできません。

また、在職中に繰上げ請求を行った場合、老齢厚生年金等は給与所得との調整等により原則全額停止となりますので、繰上げ請求を行う際はご注意ください。

繰上げ請求をする場合は、共済組合または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

(*)平均余命の延伸に伴い令和4年4月1日以降は1月当たり0.4%減額に引下げとなる予定です。

◎老齢厚生年金の繰上げ請求と老齢基礎年金を全部繰上げ請求した場合の減額割合の目安

生年月日 ()内は特定消防組合員	特例支給 開始年齢	繰上げ請求年齢					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	
— (S34.4.2~S36.4.1)	繰上げしない場合の開始年齢	61歳	6%	—	—	—	—
		62歳	30%	24%	18%	12%	6%
S30.4.2~S32.4.1 (S36.4.2~S38.4.1)	62歳	62歳	12%	6%	—	—	—
		63歳	30%	24%	18%	12%	6%
S32.4.2~S34.4.1 (S38.4.2~S40.4.1)	63歳	63歳	18%	12%	6%	—	—
		64歳	30%	24%	18%	12%	6%
S34.4.2~S36.4.1 (S40.4.2~S42.4.1)	64歳	64歳	24%	18%	12%	6%	—
		65歳	30%	24%	18%	12%	6%
分岐点(*)		77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	

表中の割合について

各欄内の記載については、上段については老齢厚生年金および退職共済年金(経過的職域加算額)の繰上げ開始年齢ごとの減額の割合。

下段については老齢基礎年金の繰上げ請求開始年齢ごとの減額の割合を記載しています。

(*)分岐点とは、通常に受け取った場合と繰上げた場合との年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。

なお、分岐点には個人差がありますので注意してください。

お問い合わせ

年金課 年金担当 TEL 026-217-5607



福祉事業をご利用の方へ



福祉事業<貸付・ライフサポート年金>の退職に伴う手続

◆ I 貸付事業をご利用の方

退職時において貸付金の残高がある方は、未償還貸付金を全額償還していただくこととなります。
償還方法については、退職手当からの控除となります。(退職手当の額が未償還貸付金に満たない場合は、その差額をご本人に払い込みいただくこととなります。)

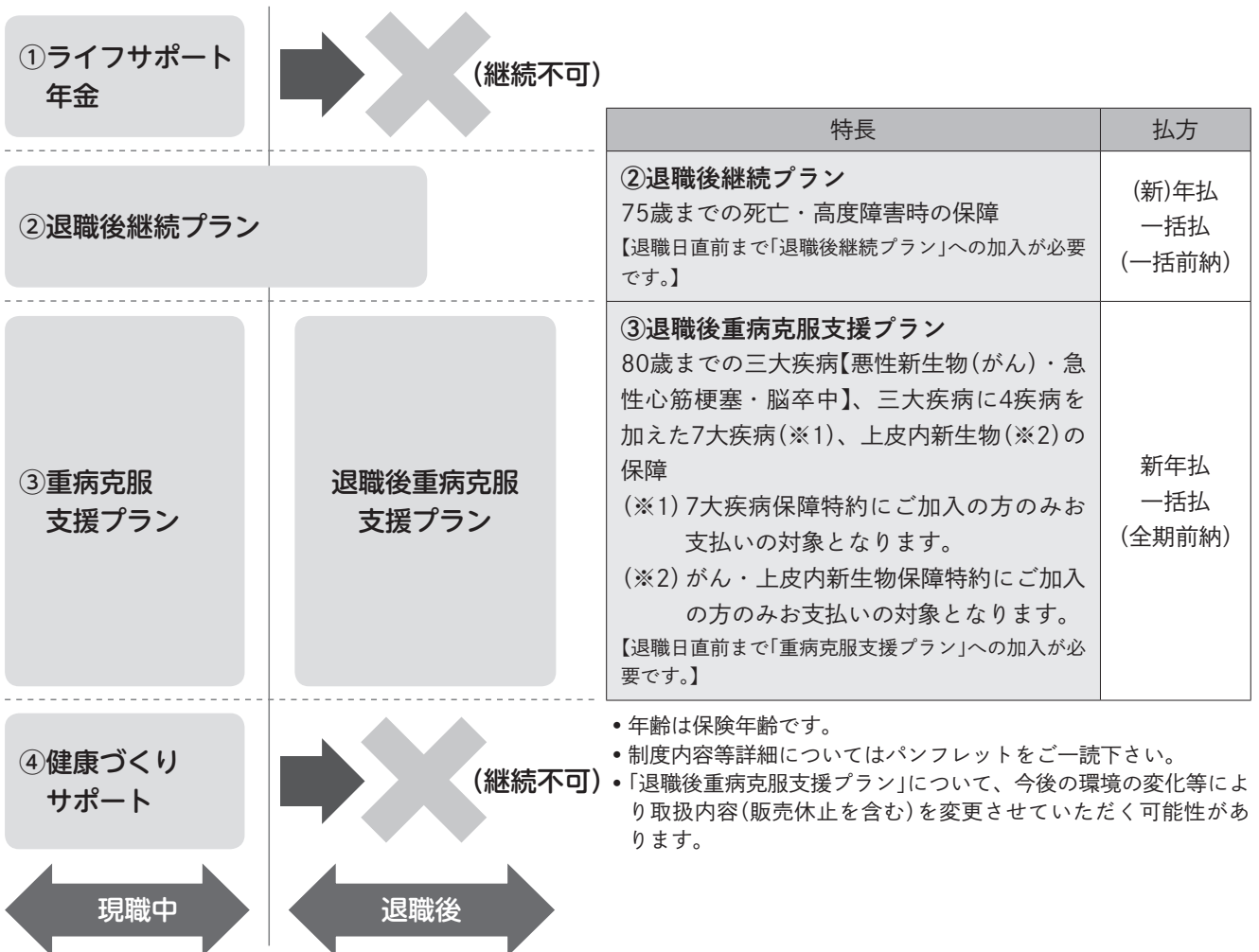
また、退職前に繰上げにより全額償還を希望される場合は、3月10日(水)までに共済組合へ申し出ください。

◆ II ライフサポート年金にご加入の方

現在ご加入いただいているライフサポート年金は、退職に伴い脱退となりますが、退職後も保障を継続できる制度があります。

退職後制度の概要および手続の流れは、次のとおりです。

■ 退職後制度の概要



■お手続きの流れ

① 退職後制度ご案内資料の配布

明治安田生命よりご自宅宛てに資料を送付いたします。同封の返信用封筒にて「意思確認用紙」を明治安田生命宛てにご提出ください。

【送付資料】

- 「意思確認用紙」※令和2年10月1日更新時のご加入内容をもとに作成しております。
- 「ライフサポート年金」退職後制度の手引き
- 「退職後継続プラン」パンフレット※加入者のみ
- 「退職後重病克服支援プラン」パンフレット※加入者のみ
- 「意思確認用紙」返信用封筒

再任用の場合

令和3年4月に再任用となり、引き続き組合員資格を有する方につきましては、現在ご加入いただいている「ライフサポート年金」等についてそのままご継続いただきます。

② 「意思確認用紙」の提出 ※意思確認用紙については、加入(継続)の有無にかかわらず全員提出願います。(再任用職員除く)

「意思確認用紙」ご提出後、「契約申込書」等必要書類一式を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛てに送付いたします。「契約申込書」等を同封の返信用封筒にて明治安田ライフプランセンター(株)宛てにご提出ください。

【送付資料】

- 契約申込書 ●約款 ●口座振替用紙((新)年払を選択された場合のみ)など

締切

令和3年3月3日(水)

③ 「契約申込書」の提出

ご加入内容によって必要書類が異なりますのでご注意ください。「契約申込書」等必要書類のご提出後、保険料の振込案内を明治安田ライフプランセンター(株)よりご自宅宛てに送付いたします。

締切

令和3年3月26日(金)

④ 退職後制度「保険料」の送金

- 「退職後継続プラン」
 - 「退職後重病克服支援プラン」
- 明治安田ライフプランセンター(株)宛て

締切

令和3年4月26日(月)

⑤ 「退職後制度」令和3年5月1日保障開始

保険証券はご契約成立後(令和3年5月中旬~下旬)ご自宅宛てに送付いたします。

MY-A-20-他-007833
MYLP-チ-20-健サ-028

お問い合わせ

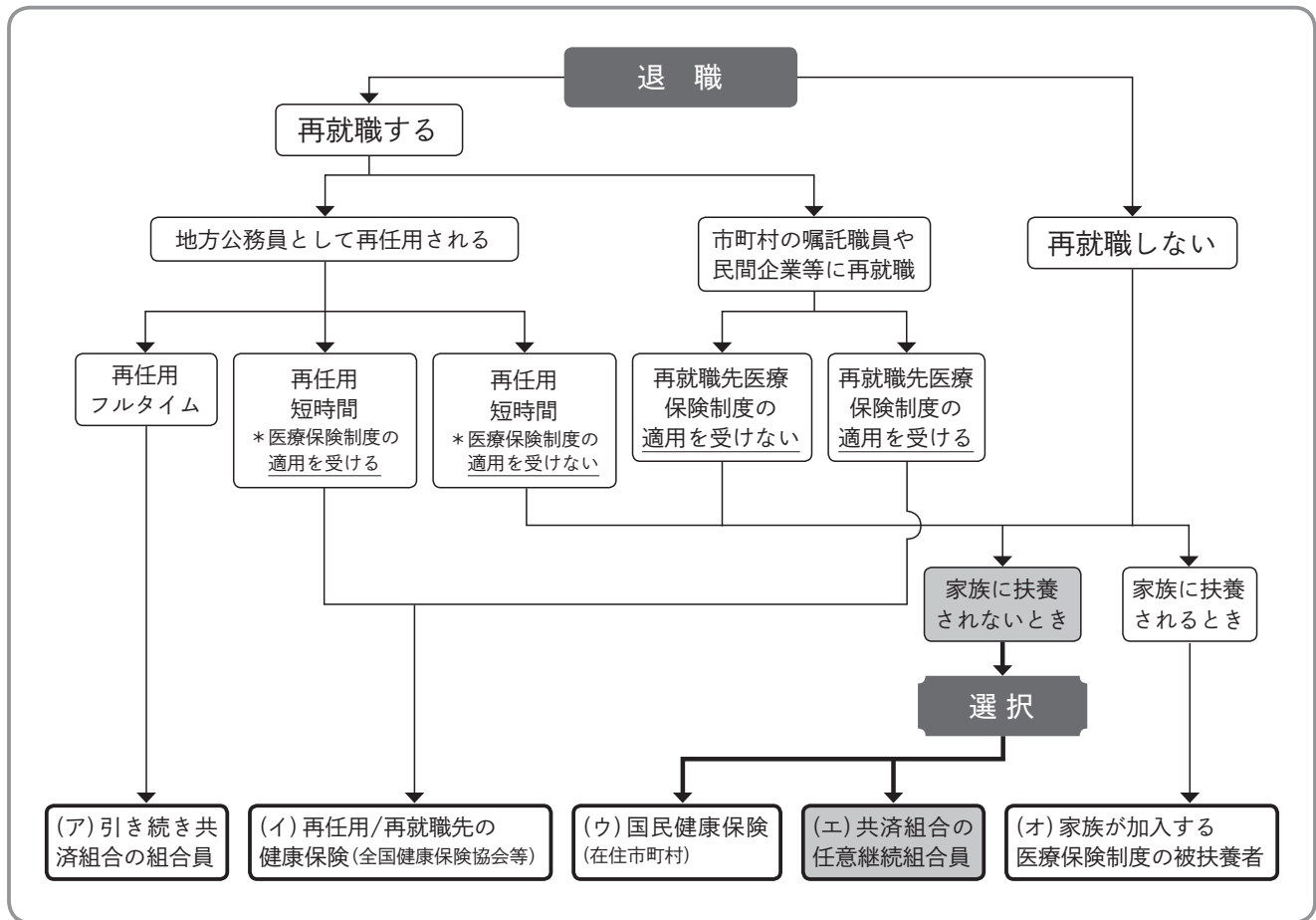
医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698



退職後の医療保険制度の加入等について



退職すると、組合員資格は退職日の翌日に喪失し、被扶養者に認定されているご家族も被扶養者認定が取消になりますので、次の(ア)～(オ)の医療保険制度に加入することになります。



(ア) 組合員証および被扶養者証等は再任用(フルタイム)後もそのまま使用してください。

(イ) 健康保険等の被保険者(強制加入)

再任用・再就職先で健康保険に加入できるか、事前に事業所等にご確認ください。

(ウ) 国民健康保険の被保険者

共済組合の任意継続組合員制度と市町村の国民健康保険のいずれかを選択することとなります。任意継続掛金と国保税(保険料)の金額等を事前に確認し、選択するときの参考にしてください。(国保税(保険料)の金額や制度については、在住の市町村国民健康保険担当課に照会してください。)

(エ) 共済組合の任意継続組合員(2の「任意継続組合員制度とは」参照)

(オ) ご家族の被扶養者

年収130万円未満(60歳以上の公的年金等受給者または障害給付の年金受給者は180万円未満)であることのほか、各健康保険組合独自の認定基準がありますので、被扶養者になれるか、ご家族が加入している健康保険組合等へご確認ください。

お願い…組合員証等の返納は速やかに!!

退職日の翌日から、現在お持ちの「組合員証」は使用できませんので、退職後速やかに所属所の共済組合担当課を經由して共済組合へ返納してください。

なお、その際には被扶養者として認定されているご家族全員の「組合員被扶養者証」も忘れずに返納してください。

* 組合員証等には「高齢受給者証」「限度額適用認定証」および「特定疾病療養受療証」を含みます。



任意継続組合員制度について



退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方*が、その退職の日から20日以内に、引き続き短期給付と福祉事業の一部の適用を受けたい旨を共済組合に申し出し、掛金を払い込んだときは、任意継続組合員として、本人およびその被扶養者について短期給付と福祉事業の一部について適用を受けることができます。

期間は最長2年間で、希望による中途資格喪失が可能です。

任意継続組合員の掛金については、以下のとおりです。

※ 退職日まで引き続き期間が1年と1日以上必要です。

(1) 任意継続組合員の掛金

任意継続掛金には、医療等に係る短期任意継続掛金と介護保険制度に係る介護任意継続掛金（40歳以上65歳未満の方が該当）があり、次のとおり算出されます。

短期任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 97.00/1000(令和2年度の率)

介護任意継続掛金(月額) = 標準報酬の月額 × 16.78/1000(令和2年度の率)

【注意1】 標準報酬の月額は次の①または②のいずれか少ない額となります。

①退職時の標準報酬の月額

②令和2年9月30日における短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の標準報酬の月額の平均額

参考：令和2年度の平均標準報酬の月額 = 380,000円

【注意2】 任意継続掛金算定のための掛金率については、令和3年度の掛金率が未確定のため、令和2年度の任意継続掛金率を記載しています。

(2) 納入方法

「月払い」、「半年払い」、「年払い」の3通りで「半年払い」と「年払い」には、前納割引があります。



Point

- 任意継続組合員証は、任意継続掛金の入金が確認できた後に、払込月までの有効期限を記載して、届け出されている住所へ送付します。
- 任意継続掛金の納入方法は、任意継続組合員資格取得申出時に選択していただきますが、**任意継続掛金の金額が「月払い」より有利で手間のかからない「年払い」か「半年払い」がおすすめです。**
- 就職や希望等により、年度の途中で任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過月分の掛金は還付しますのでご安心ください。
- 有効期限を過ぎた任意継続組合員証等は必ず共済組合に返納してください。

お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669





退職後も受けられる給付



退職後(任意継続組合員にならなかった場合)であっても、在職中と同様に請求することにより受けることのできる短期給付は次のとおりです。ただし、退職後に加入することになった他の健康保険組合などから同一の事由に対して給付を受ける場合には重複して受けることはできません。

- ① **出産費**：1年以上組合員であった方が退職後6カ月以内に出産した場合
- ② **埋葬料**：退職後3カ月以内に死亡した場合
- ③ **傷病手当金**：1年以上組合員であった方が退職した際に傷病手当金を受けている場合は支給期間終了まで
- ④ **出産手当金**：1年以上組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合は支給期間終了まで

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651



任意継続組合員となる方へ



.....引き続き利用できる保健事業について.....

以下のとおり、現職時と同様の内容にて引き続き利用できます。各種申請等の窓口は共済組合になります。

各種検診料等の助成

- 人間ドック・脳ドック・総合ガン・婦人ガン・肺ガン検診、眼底・便潜血反応検査、歯科健康診査、インフルエンザ予防接種費用について、各検診等年一回に限り助成します。
- 各検診の助成申請手続については、共済組合までご連絡ください。また、検診機関等については、ホームページからもご確認できます。

施設利用の助成

- 共済組合が契約している宿泊施設に宿泊した場合に、一泊2,500円を助成します。なお、ご利用を希望される方は、利用助成券の発行申請が必要となりますので、共済組合までご連絡ください。(毎年度1人5枚限りとなります)

特定健康診査

- 5月に40歳以上75歳未満の方(被扶養者を含む)を対象として、ご自宅に特定健康診査受診券をご案内しています。健診料金は全額共済組合が負担しますので、受診してください。



特定保健指導

- 特定健康診査の判定結果(メタボリックシンドロームの度合い等)により対象となった方には特定保健指導利用券を随時ご自宅にご案内しております。保健指導の利用料金については、全額共済組合が負担します。

※これらの助成等は全て任意継続組合員およびその被扶養者に対して適用されます。

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698



遺族の年金をもらえる人って どんな人？



被保険者（組合員）が在職中または退職後に死亡したときには、その遺族は「遺族厚生年金」と国民年金の「遺族基礎年金」が受けられます。
「遺族厚生年金」と「遺族基礎年金」では、支給を受けられる遺族の範囲は異なります。

遺族の範囲

遺族とは、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった方の死亡の当時、その方によって生計を維持していた方のことです。また、厚生年金と国民年金では、遺族の範囲が異なります。

遺族の範囲および年金支給の順位は次のとおりです。

遺族厚生年金

- ①配偶者および子
- ②父母
- ③孫
- ④祖父母

(注)子または孫については、18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の方、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害状態にある未婚の方が遺族となります。

(注)夫、父母、祖父母は55歳以上の方が遺族となります。

(注)①～④に該当し、かつ恒常的な収入が将来にわたって年額850万円(所得で655万5千円)未満と認められる方が遺族厚生年金の受給権者となります。

遺族基礎年金

- ①子のある配偶者
- ②子

(注)子については、18歳の誕生日の属する年度の年度末に達していない未婚の子、または20歳未満で障害等級が1級か2級の障害状態にある未婚の子が遺族となります。

(注)子については、被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった方の死亡当時胎児であった子も含まれます。

(注)子に対する遺族厚生（基礎）年金は、配偶者が遺族厚生（基礎）年金を受給している間は支給が停止されます。

遺族年金の支給要件

遺族厚生年金

被保険者（組合員）または被保険者（組合員）であった方が次のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

- ①被保険者（組合員）が在職中に死亡したとき
- ②退職後に被保険者（組合員）であった間に初診日がある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③障害等級1級または2級の障害厚生年金等の受給権者が死亡したとき
- ④老齢厚生年金等の受給権者またはその受給資格を満たした方が死亡したとき

遺族基礎年金

次のいずれかに該当する方が死亡した場合、その方の遺族に支給されます。

- ①老齢基礎年金の受給権者またはその受給資格を満たしている方
- ②国民年金の被保険者
- ③国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方

きになる

ワンポイント



遺族の年金と老齢の年金を両方もらえるときはどうなるの？

複数の年金の権利を有することとなった場合には、原則としていずれか1つの年金を選択して受給することになります。

ただし、65歳以上で遺族厚生年金をもらっている方が自分自身の老齢厚生年金の受給権を有している場合、自身の老齢厚生年金を優先的に受給し、差額があればその差額を遺族厚生年金として受給します。

皆さんの医療費は!?

医療費統計 vol.57

レセプト1件当たり日数と疾病別医療費、1日当たり医療費について

共済組合では、レセプト(診療報酬明細書)や特定健康診査などのデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的かつ効果的な保健事業を実施する取り組みであるデータヘルス計画を平成30年度から推進しています。

今回はレセプト1件当たりの日数と疾病別医療費、1日当たり医療費の経年変化についてご紹介します。

1 レセプト1件当たり日数の経年変化

1件当たり日数は、1つの疾病の治療のために医療機関に通った日数(または、入院日数)を表し、診療実日数をレセプト件数で割ったものです。入院の1件当たり日数が多ければ概ね入院期間が長く、外来の1件当たり日数が多ければ通院頻度が高いと考えられます。共済組合のレセプト1件当たり日数は、年々減少傾向にあります。

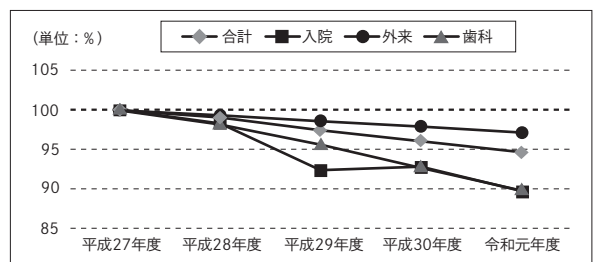
●レセプト1件当たり日数の推移

全体(組合員・被扶養者)

(単位:日)

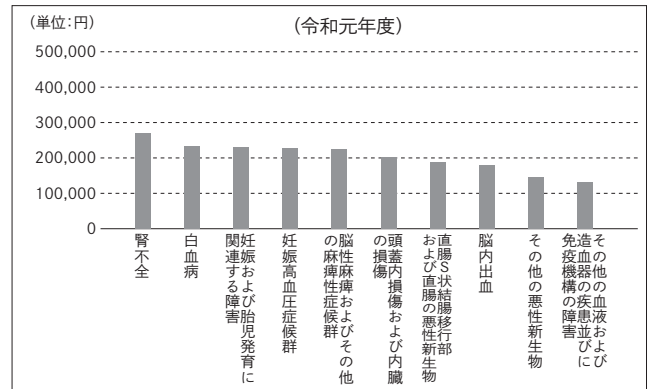
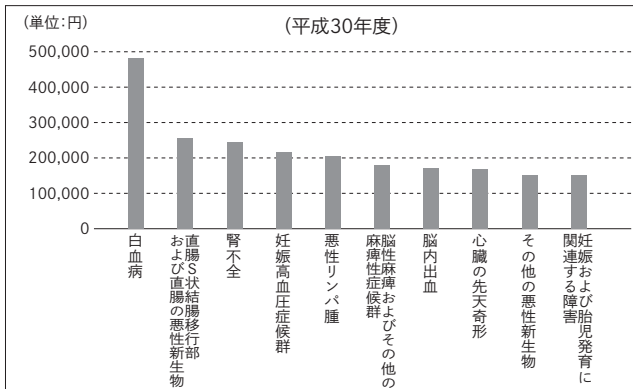
	1件当たり日数				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計	1.54	1.52	1.50	1.48	1.45
入院	10.23	10.06	9.44	9.48	9.16
外来	1.37	1.36	1.35	1.34	1.33
歯科	1.67	1.64	1.60	1.55	1.51

●平成27年度を100%とした場合の1件当たり日数の推移



2 レセプト1件当たり疾病別医療費

令和元年度の1件当たり疾病別医療費(治療費が高い疾病)を平成30年度と比較すると、ほぼ同様の傾向があり、生活習慣病が重症化した疾病(腎不全、脳内出血など)も上位にあります。各種検診を利用することにより、早期発見・早期治療を心掛け、重症化する前に適正な診療を受けましょう。



3 1日当たり医療費の経年変化

1日当たり医療費は、医療費の単価を表し、医療費を診療実日数で割ったものです。1日当たり医療費が高ければ、1回の診療あるいは1日の入院でかかる費用が高いものと考えられます。

1件当たり日数が短く、1日当たり医療費が高くなっている背景には、患者への負担が少ない治療技術の普及で入院日数が短縮されたことが考えられます。

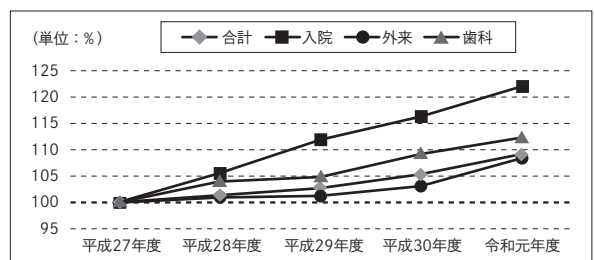
●1日当たり医療費の推移

全体(組合員・被扶養者)

(単位:円)

	1日当たり医療費				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合計	12,856	13,030	13,209	13,543	14,024
入院	44,548	47,009	49,849	51,803	54,344
外来	7,282	7,358	7,372	7,506	7,890
歯科	6,039	6,273	6,331	6,593	6,778

●平成27年度を100%とした場合の1日当たり医療費の推移



お問い合わせ

医療福祉課

医療担当

TEL 026-217-5651

貸付事業のご案内

入学貸付・修学貸付

組合員のお子さまや組合員ご本人等の入学や修学に必要な資金の貸付として、「入学貸付」と「修学貸付」があります。

入学金・学費等の借入をお考えの方は、ぜひご利用ください。



	入学貸付	修学貸付
貸付対象となる費用	入学金、授業料等の納入費用、アパート等の敷金礼金、賃貸料等	授業料等の納入費用、アパート等の賃貸料等 (入学貸付と合わせて借入れる場合は、入学貸付にかかる費用は除きます。)
貸付限度額	組合員の給料の6カ月分に相当する金額(5万円単位) 上限 200万円	180万円 (月15万円×12カ月分) 年度途中で借入れる場合は、15万円×その年度の残月数となります。 (参考) 令和3年度分の修学費用について 1月～4月貸付の場合、180万円まで 5月貸付の場合、165万円まで 6月貸付の場合、150万円まで
	該当者が2名以上の場合は、それぞれに限度額が適用されます。	
貸付利率	年 1.26% (変動)(令和3年1月1日現在)	
償還方法	貸付月の翌月の給与から天引きします。 ★修学貸付の場合、修学中は利息のみを支払うこととなりますが、申出により修学中から償還を始めることができます。	
申込手続	貸付希望月の前月末日までに申し込みしてください。 ■申込書類 ① 貸付申込書(共済組合担当課に用意してあります。) ② 印鑑登録証明書 ③ 子どもが被扶養者でない場合は、組合員との続柄を証する書類 ④ 金融機関等からの借入がある場合は、借入状況、償還額等が確認できる書類(償還表、融資決定通知書等) ⑤ 入学、修学の借入資金にかかる費用の確認できる書類 (入学金、授業料等の納入費用の記載のある案内書等の書類、アパート等の賃貸契約書等) ⑥ その他 入学貸付→合格通知書(写)または入学許可書(写) 修学貸付→在学証明書 【入学前の申し込みの場合は、合格通知書(写)または入学許可証(写)を添付いただき、入学後に在学証明書を提出してください。】 ★海外留学の場合は、当該外国の教育機関の証明書(国内の学校長が特別に留学を認めた場合は、当該学校長の証明書)が必要です。	

*その他詳細については、共済組合担当課または共済組合医療福祉課福祉担当までお問い合わせください。

自動車の購入や住宅の新築・リフォームなどにも 共済組合の貸付をご利用ください!!

① 貸付申込時期

借入希望月の前月末日までに貸付の申し込みをしてください。

貸付日が代金等の支払期日(納期)以前であれば、いつでも申し込みができます。

② 今後の貸付スケジュール

貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日
令和3年 2月	26日(金)	令和3年 1月29日(金)
令和3年 3月	30日(火)	令和3年 2月26日(金)
令和3年 4月	30日(金)	令和3年 3月31日(水)
令和3年 5月	31日(月)	令和3年 4月30日(金)



お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

標準報酬制

随時改定について

皆さんの給与から控除される共済組合の掛金や保険料は、標準報酬月額に掛金率・保険料率を乗じて算定されます。

この掛金等の基礎となる標準報酬月額は、原則として**定時決定**(※)により決定し、その年の9月から翌年の8月までの1年間適用されますが、昇給・昇格や異動等により、報酬の額が著しく変動したときは、実際に受けている報酬と標準報酬月額に隔たりが生じないように標準報酬月額の改定を行います。この改定を「随時改定」といいます。

随時改定によって決め直された標準報酬月額の適用期間は、通常、1月～6月に改定の場合はその年の8月まで、7月～12月に改定の場合は翌年の8月までとなります。

随時改定は、所属所からの報告により行われます。

※**定時決定**…毎年7月1日現在の組合員である方について、4月、5月、6月に受けた報酬の平均により、その年の9月以降の標準報酬月額を決定



定時決定の詳細については、共済だより「2020年7月号」に掲載しています。

随時改定の要件

次の3つの全てに該当するときに行われます。

- ①昇給・降給などで固定的給与に変動があったとき、または給与体系の変更があったとき。
- ②変動があった月から3カ月の間に支払われた報酬(諸手当も含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と、従来の標準報酬月額との間に著しく変動(2等級以上の差)が生じたとき。
- ③3カ月とも支払基礎日数が17日以上であるとき。

報酬の内訳

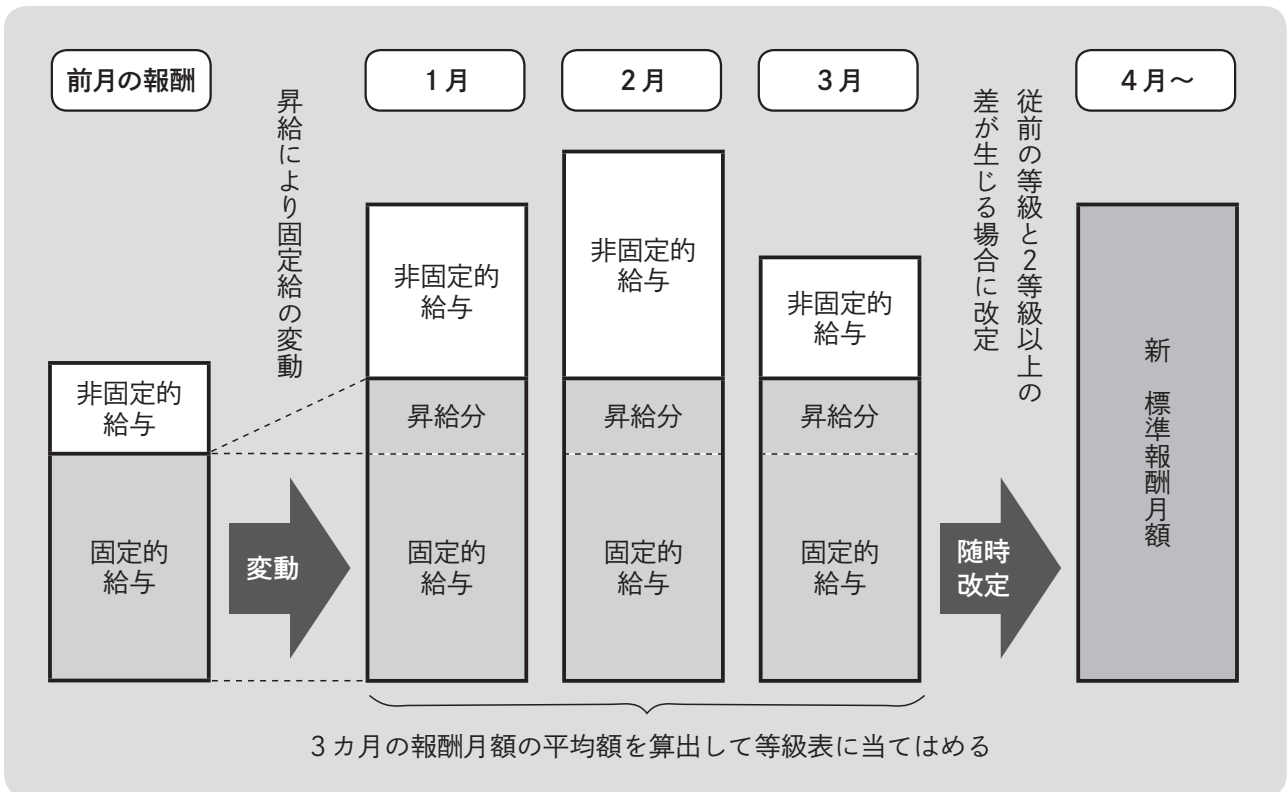
固定的給与の例 勤務実績に関係なく毎月支給額や支給率が決まっているもの	給料月額、扶養手当、通勤手当、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、地域手当など
非固定的給与の例 勤務実績に応じて変動するもの	時間外勤務手当、夜間勤務手当、特殊勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、寒冷地手当など

※一般的な例であり、各地方公共団体の給与条例等に基づき判断する必要があります。

※災害派遣手当および災害の際に通常の時間外勤務手当とは別に支給される時間外勤務手当については、原則、報酬に含めない取り扱いとされています。

※新型コロナウイルスに起因する対応により発生した時間外勤務手当等が、通常業務と区分できるのであれば、報酬から除くこととして差し支えありません。通常業務と区分できず、通常の算定方法では著しく不当となるときは、年間平均による保険者算定の対象として差し支えありません。

【例】1月に昇給し固定的給与に変動があり、2等級以上の差が生じる場合



●報酬に著しい変動が生じても随時改定の対象外となる場合

固定的給与の変動がなく、非固定的給与の変動によって報酬に著しい変動が生じた場合には、随時改定の対象とはなりません。また、固定的給与が変動して報酬に著しい変動が生じた場合であっても、次のような場合には随時改定の対象とはなりません。

- ①固定的給与が上がっても非固定的給与が下がり、結果として報酬が著しく下がった場合
- ②固定的給与が下がっても非固定的給与が上がり、結果として報酬が著しく上がった場合

固定的給与の変動が条件になりますので、昇給・昇格による変動、地域手当や通勤手当の変動、扶養手当の増減が該当し、**時間外勤務手当などの勤務実績に応じた手当のみの変動の場合は該当しません。**

このような通常の算定方法とは別に「随時改定に係る年間平均による保険者算定」により行う方法もありますので、詳しくは次の記事をご参照ください。

〈参考〉給与改定が行われた場合の取り扱い

遡及して給与改定が行われた場合、その差額調整が行われた月を起算月として報酬月額を算定し、要件に該当する場合は、随時改定を行うこととなります。この場合の報酬月額は、起算月前の差額調整分を含まない額によります。

【例】 4月に遡及して給与改定が行われ、12月に差額調整が行われた場合、12月、1月、2月の3カ月の報酬月額の平均額を算出して等級表に当てはめます。従前の等級と2等級以上の差が生じた場合、3月から標準報酬月額が改定されます。この場合、12月の報酬月額に11月以前の給与改定の差額は含みません。

お問い合わせ

資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604

随時改定に係る年間平均による保険者算定について

業務の性質上、季節的に報酬が変動することにより、通常の算定方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合について、年間平均による保険者算定を行うことができます。

年間平均による保険者算定の対象

次の全てを満たした場合に、年間平均による保険者算定の対象となります。

(1) 次の①と②との間に2等級以上の差があること。

① 変動月以後の継続した3カ月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額

【例 R 3.1に固定的給与に変動があった場合】

R 3.1からR 3.3までの
固定的給与および非固定的給与の平均額

固定的給与	R 3.1 (変動月)	R 3.2	R 3.3
非固定的給与	R 3.1	R 3.2	R 3.3

標準報酬等級表に当てはめる
⇒標準報酬月額

② 下記AとBの合計額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)

A 変動月以後の継続した3カ月の間に受けた固定的給与の月平均額

B 変動月前の継続した9カ月と変動月以後の継続した3カ月の間に受けた非固定的給与の月平均額

A……R 3.1からR 3.3までの
固定的給与の平均額

非固定的給与									固定的給与		
R 2.4	R 2.5	R 2.6	R 2.7	R 2.8	R 2.9	R 2.10	R 2.11	R 2.12	R 3.1 (変動月)	R 3.2	R 3.3

B……R 2.4からR 3.3までの非固定的給与の平均額

AとBの合計額を、標準報酬等級表に当てはめる⇒標準報酬月額

(2) 上記(1)の差が業務の性質上例年発生することが見込まれること。

(3) 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること。

留意事項

① 固定的給与が上がっている(下がっている)にもかかわらず、年間平均額から算出した標準報酬月額が現在の標準報酬月額の等級と同じまたは下回る(上回る)場合は、現在の標準報酬月額のままとする保険者算定となります。

② 単に固定的給与が大きく増減し、その結果(1)①と(1)②で2等級以上の差が生じる場合は、通常の随時改定の対象となります。

随時改定に係る年間平均による保険者算定の留意点

- 標準報酬の月額と比較において、支払基礎日数が17日未満である月があるときは、その月は除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9カ月および固定的給与変動月以後の継続した3カ月の間に受けた報酬の月平均額を計算する際、休職者給与を受けていることにより、報酬の一部が支給されない日がある月は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9カ月分以前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の計算対象月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除きます。
- 固定的給与変動月前の継続した9カ月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が、固定的給与変動月から4カ月目以降に支払われることとなった場合は、その本来支払うはずだった月を除きます(当該報酬の一部を本来支払うはずだった月の報酬に含めて算定に加えても差し支えありません。)
- 業務の性質上2等級以上の差が例年発生することが見込まれる場合に限られるので、「今年は特定の3カ月に多忙な業務に従事していたが、来年は分からない。」というような場合は該当しません。
- 組合員の同意がない場合は、その同意がなかった組合員の標準報酬月額について、通常の報酬月額の算定方法に基づき標準報酬月額を決定します。

■ 手続について ■

保険者算定を行う場合は、所属所からの「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」、「標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬の月額と比較及び組合員の同意等(随時改定用)」の提出が必要となります。事務手続等の詳細は勤務先(所属所)の共済組合担当課へご相談ください。

様式は共済組合ホームページの各種申請様式に掲載してあります。

標準報酬月額は、掛金・保険料の算定に用いられる一方で、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも反映されます。



標準報酬月額等に係る上限額が改定されました

厚生年金保険給付および退職等年金給付に係る標準報酬月額等について、政令改正により令和2年9月から最高等級の上にさらに1等級が追加され、上限額が引き上げられました。

【改定前】

厚生年金保険	退職等年金	月額	報酬月額
第31級	第30級	620,000円	605,000円以上



【改定後】

厚生年金保険	退職等年金	月額	報酬月額
第31級	第30級	620,000円	605,000円以上635,000円未満
第32級	第31級	650,000円	635,000円以上

お問い合わせ

資格管理課 資格調定担当 TEL 026-217-5604



style
No.12

中央アルプスと南アルプスに抱かれた
豊かな自然と文化が調和する街

飯田市

「りんご並木と人形劇のまち」として知られる飯田市。中央・南アルプスに囲まれた豊かな自然と天竜川の水運に恵まれ、古くから城下町や宿場町として繁栄しました。そんな飯田市の歴史・文化・レジャーなど、おすすめ観光スポットをご紹介します。

飯田市データ(令和2年11月30日現在)

- 面積 658.66平方キロメートル
- 人口 99,645人
- 世帯数 40,178世帯

天龍峡の絶景を空から望む

◎ そらさんぽ天龍峡

三遠南信自動車道の天龍峡大橋の桁下に設置された遊歩道。「そらさんぽ天龍峡」と呼ばれ、高さ80mの橋からは、天竜川を下る川下りの舟や、JR飯田線の鉄橋を走る電車などが望めます。まるで空を散歩するかのような景色は、フォトスポットとしてもおすすめ。周辺には天龍峡を散策できる遊歩道もあり、ハイキングも楽しめます。



☎ 0265-27-2946(天龍峡観光案内所)
 住 飯田市川路(三遠南信自動車道天龍峡PAから徒歩2分)
 時 3月~10月: 6:30~18:00 11月~2月: 7:30~16:30

わたしの町の 信濃めしなの

めたうまい!!

ねぎだれおでん



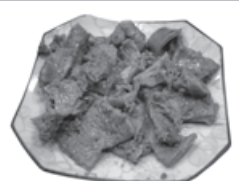
醤油ベースのねぎだれをかけて食べる、飯田の“おふくろの味”。ねぎだれと煮汁が相まって後を引くおいしさです。

ふじ姫饅頭



遠山郷(南信濃和田地区)にある名物饅頭。味は「そば」と「よもぎ」の二種類と「季節限定」があります。もちもちとした食感の生地が特徴。

おたぐり



馬の腸を長時間煮込んだ郷土料理。馬の腸を手繰り寄せながら下ごしらえすることから、その名が付いたといわれています。

まちづくりの原点となった市のシンボル

◎ りんご並木

1947年に起こった「飯田の大火」からの復興時、飯田東中学校の生徒たちの発案で、防火帯にりんごの苗木を植えて造られました。約300mの道路に13種類26本のりんごの木が植えられています。



電 0265-22-4851(飯田市観光課・まちなかインフォメーションセンター)

住 飯田市中央通り～扇町

さまざまな動物を間近で楽しめる

◎ 飯田市立動物園

小動物を中心に、約60種の動物が飼育され、コンドルやミアキョットといった、県内で唯一の珍しい動物にも出会えます。動物たちと触れ合える「ふれあい広場」や、園内を走る豆汽車が人気です。



電 0265-22-0416 住 飯田市扇町33 時 9:00-16:30

休 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)、祝日の翌日、年末年始

料 無料



「天空の里ビューポイント」からの絶景

山奥に潜む天空の里

◎ 下栗の里

雄大な南アルプスが目の前にたちはだかる、標高約1,000mの高地の集落です。急峻な山肌には民家や畑があり、人々の暮らしと厳しい自然とが共存しています。その景観の美しさがオーストリアのチロル地方に似ていることから「日本のチロル」とも呼ばれ、「にほんの里100選」にも選ばれました。四季折々の風景や、山々を染める朝日や夕日の景色は訪れる人を魅了します。

電 0260-34-1071(遠山郷観光協会)

住 飯田市上村下栗

飯田市 ピックアップ

大自然の
峡谷を旅する

「天竜舟下り・天竜ライン下り」

「暴れ天竜」と呼ばれるほどの急流として知られる天竜川で、川下りを楽しめます。水しぶきを感じながら驚流峡などの急流を下る「天竜舟下り」、名勝天龍峡の十勝と呼ばれる奇岩、巨石を水面から眺めて下る「天竜ライン下り」、どちらも天竜川を下りつつ峡谷美の景色を堪能できます。

随所に見られる奇岩も
見所の一つ



Nagano style × インタビュー

「飯田市の魅力 この方に聞きました」

みんながおいしい
鉄板を囲むお家焼肉は
最高です!

飯田市役所
観光課
熊谷 香織さん



「日本一の焼き肉のまち」で口の中いっぱい幸せを

人口1万人当たりの焼肉店舗数が全国一位の飯田市。市内には焼肉店が52軒、精肉店が十数軒あり、市民に愛されています。一部の精肉店では電話予約をすれば鉄板、コンロ、ガスボンベを含むセット一式を運んでくれ、片付けまでしてくれる「出前焼肉」サービスも。マトンや黒モツ、サガリといった珍しいお肉も飯田ではポピュラーで、そのおいしさにびっくりするはずです。お越しの際にはぜひ飯田の焼肉文化をお楽しみください。



特定健康診査・特定保健指導の結果報告

令和元年度特定健康診査・特定保健指導の状況をお知らせします。

特定健康診査

受診率は平成30年度とくらべると、全体で1.2%上昇しました。

組合員では、目標実施率に到達しました。被扶養者の受診率の低迷が依然として課題となっています。

令和元年度特定健康診査の受診状況

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	目標実施率 (%)
組合員	15,883 (16,009)	14,704 (14,553)	92.6 (90.9)	92.0 (91.0)
被扶養者等	3,848 (4,024)	1,630 (1,795)	42.4 (44.6)	54.2 (48.5)
全体	19,731 (20,033)	16,334 (16,348)	82.8 (81.6)	84.0 (82.0)

前年度との健診受診率の比較

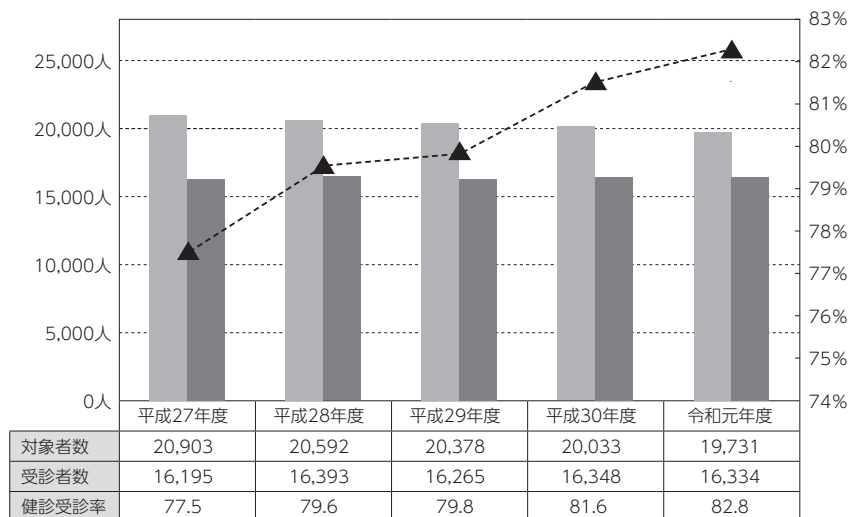
組合員	……	1.7% ↑
被扶養者等	……	-2.2% ↓
全体	……	1.2% ↑

※表中()内は、前年度(平成30年度)の受診状況になります。

※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。

※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

過去5年の受診状況推移



■ 対象者数 ■ 受診者数 ▲ 健診受診率



特定健康診査は、受けられましたか？

特定健康診査とはメタボに着目した健康診断であり、生活習慣病の発症を早期に防ぐことを目的とし、40歳以上74歳未満の皆さんに受けていただくものです。

組合員の方は、所属所の定期健康診断を受け、結果を共済組合に提供することで、特定健康診査を受けたとみなされます。

被扶養者の方は、共済組合が発行した「受診券」で特定健康診査を無料で受けられます。

「受診券」の有効期限は、令和3年3月31日(水)ですので、まだ受けていない方は早めに受診してください。

特定保健指導

実施率は動機付け支援で上昇、積極的支援では横ばいとなりました。
 動機付け支援では目標実施率に到達しましたが、積極的支援ではまだ開きがあります。

令和元年度特定保健指導の利用状況

動機付け支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)
組合員	1,205 (1,182)	294 (254)	24.4 (21.5)	23.0 (20.0)
被扶養者等	99 (94)	16 (12)	16.2 (12.8)	
全体	1,304 (1,276)	310 (266)	23.8 (20.8)	

前年度との終了者割合の比較
 実施率……終了者の割合

組合員	……	2.9% ↑
被扶養者等	……	3.4% ↑
全体	……	3.0% ↑

※表中()内は、平成30年度利用状況になります。
 ※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。
 ※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

積極的支援

	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了者の割合 (%)	目標実施率 (%)
組合員	1,485 (1,496)	235 (239)	15.8 (16.0)	23.0 (20.0)
被扶養者等	46 (45)	10 (7)	21.7 (15.6)	
全体	1,531 (1,541)	245 (246)	16.0 (16.0)	

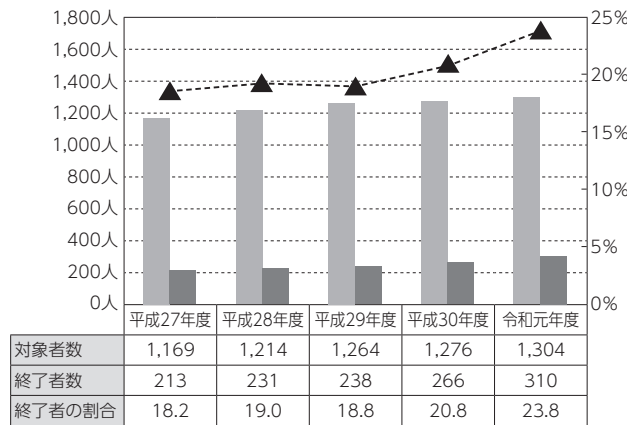
前年度との終了者割合の比較
 実施率……終了者の割合

組合員	……	-0.2% ↓
被扶養者等	……	6.1% ↑
全体	……	0.0% →

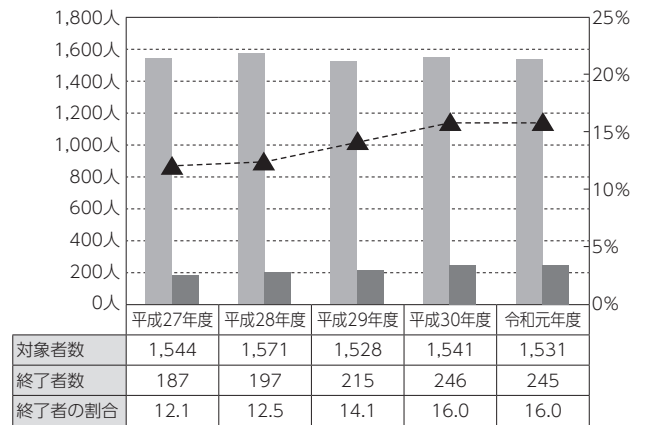
※表中()内は、平成30年度利用状況になります。
 ※被扶養者等には、任意継続組合員およびその被扶養者を含みます。
 ※目標実施率は第3期特定健康診査等実施計画により設定した率です。

過去5年の保健指導終了者の状況推移

動機付け支援



積極的支援



■ 対象者数 ■ 終了者数 ▲ 終了者の割合

特定保健指導の対象となった方へ

特定健康診査を受診した結果、特定保健指導の該当となった方には、共済組合が保健指導の「利用券」を発行しています。保健指導は、医師や保健師、管理栄養士など専門家の指導が無料で受けられますので、ぜひ利用してください。生活習慣を改善し、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう。

特定健康診査・ 特定保健指導を 受けないと…

自分の健康状態の確認や、健康を取り戻すための機会を逃すだけでなく、共済組合が負担している「後期高齢者支援金」^注にペナルティ(加算)が課せられます。

支援金が増えると共済組合の短期財政は圧迫されるため、皆さんの掛金(保険料)に影響しますので、積極的に受診、利用をしましょう。

注 後期高齢者医療制度を支えるため、共済組合や健保組合が負担する費用

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

マイナンバーカードが健康保険証として利用できる オンライン資格確認が始まります



- 1 マイナンバーカードの交付申請・取得
- 2 健康保険証として利用するための事前登録

マイナンバーカードの円滑な交付および健康保険証利用の推進のため、マイナンバーカードを取得されていない組合員およびその被扶養者の皆さんにおかれましては、マイナンバーカードの交付申請・取得をお願いします。詳しくは、マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/> を参照してください。

どうやって使う？

① マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。カードの顔写真を機器、または職員が目視で確認します。※機器を使う場合、顔写真は保存されません。

② オンラインであなたの医療保険資格を確認

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



どんないいことがあるの？

① 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える。

※医療保険者への加入の届け出は引き続き必要です。

② 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払いが免除される。

③ マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除が簡単になる。

④ マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報が見られる。

⑤ あなたが同意すれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できる。

※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

※現在の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。

いつから使えるの？

● 2021年3月から

- ・医療機関・薬局などで、順次利用が可能に
- ・マイナポータルで、順次特定健診情報の閲覧が可能に

● 2021年10月(予定)から

- ・マイナポータルで、薬剤情報・医療費情報の閲覧が可能に

● 2021年分所得税の確定申告(予定)から

- ・確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費情報を自動入力することが可能に



マイナンバーについてのお問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
受付時間(年末年始を除く)平日9:30~20:00/土日祝9:30~17:30

被扶養者の異動申告等について

被扶養者の認定を受けようとする方は、認定事由発生日から30日以内に、勤務先(所属所)の共済組合担当課へ被扶養者申告書(認定)を提出してください。

また、組合員の皆さんは、日頃から被扶養者の収入状況の把握に努めていただくとともに、認定取消事由が発生した場合には、速やかに被扶養者申告書(取消)を提出してください。

詳しくは、共済だより2020・10 No.498の9ページをご確認ください。

お問い合わせ 資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669

医療費通知の実施 ～令和3年1月中旬に発送します～

共済組合は、組合員および被扶養者に医療費の状況について理解と認識を深めていただくため、医療費通知を実施しております。

また、医療費通知は、所得税等の医療費控除の申告手続における「医療費控除の明細書」として活用できます。



◎医療費通知について

- 通知発行年月………令和3年1月(中旬)
- 通知対象診療月………令和2年1月～
令和2年10月診療分

※皆さんのお手元に令和3年1月末までに届くように作業をするため、令和2年10月診療分までとさせていただきます。

◎医療費通知を医療費控除の申告手続に活用する際の留意事項

- 医療費通知を医療費控除の明細書として添付する場合は、原本を添付してください。
- 令和2年11月、12月診療分は、医療機関等が発行した領収書に基づき、申告者が医療費控除の明細書を作成して確定申告書に添付してください。
- 市販薬の購入費用や自費診療分の医療費は医療費通知に反映されません。

- 公費負担医療、自治体単独医療費助成など、医療費通知に反映されないものがある場合は、ご自身で実際に負担した額に訂正してください。
- 医療機関等の名称の欄が空白の場合は、領収書に基づき補完記入してください。
- 医療機関窓口で支払う自己負担額の端数処理と医療費通知に記載する医療費の端数処理の方法は異なりますが、税務当局と調整済みですので、訂正は不要です。

その他不明な場合は、国税庁ホームページでご確認いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◎その他

医療費通知は、医療機関等からの診療報酬明細書(レセプト)等を基に世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知に記載されます。被扶養者の方にもこの通知の実施をお伝えいただき、差し支えがある場合はお申し出ください。特段不要である旨等の意思表示がない場合には、同意いただいたものとして、通知させていただきます。

なお、医療費通知の再交付はできません。

ただし、平成31年(令和元年)分については、修正申告等を行うために必要となる場合には再交付することができます。

お問い合わせ 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

ジェネリック医薬品切替差額通知の実施 ～令和3年2月中旬に送付予定です～

送付
対象者

慢性疾患(高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など)で薬を服用している組合員およびその被扶養者で、差額の幅が最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減可能合計額が300円以上見込まれる方。



窓口での自己負担額を軽減し、医療費の増加を抑制する対策の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進を進めています。

差額通知を参考にジェネリック医薬品への切り替えをご検討くださるようお願いいたします。

なお、この差額通知は、組合員の皆さんの選択肢の一つとしてご提案するもので、必ずジェネリック医薬品に切り替えなければならないものではありません。詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。

お問い合わせ 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

ライフサポート年金配当金のお知らせ

ライフサポート年金は、毎年保険期間ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、加入者へ配当金として還付しています。

令和元年度(保険期間:令和元年10月1日～令和2年9月30日)の配当率、配当金支払予定日は次のとおりです。

◆配当率

ライフサポート年金	配当率
組合員コース・配偶者コース	38.641%
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	32.290%

◆支払予定日 令和3年1月8日(金)

- 共済組合に届け出いただいている給付金口座に送金します。
- 配当金額は、12月上旬送付の「配当金お支払明細」によりご確認ください。

◆令和元年度 ライフサポート年金保険金(死亡・高度障害保険金)支払状況

ライフサポート年金	支払件数	支払年金原資
組合員コース・配偶者コース	13件	160,310,000円
組合員コース初回上乘年金・遺児育英年金コース	11件	28,300,000円

お問い合わせ 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

健康講座「RIZAP ウェルネスプログラム オンラインLIVE型セミナー」開催報告 ～新型コロナウイルス感染予防のため、オンライン形式でのセミナーを開催しました～

組合員467名、被扶養者81名の方にお申込みいただき、11月14日(土)にオンラインで約2時間のセミナー開催となりました。

RIZAP 株式会社の講師から、快適かつ健康的な日常生活を送るための「食」と「運動」をテーマに、講演と簡単にできる運動指導をしていただきました。



今後も共済組合では、皆さんの健康と充実した生活実現のため、各種健康講座を開催する予定です。多くの皆さんにご参加いただきますようお願いします。

お問い合わせ 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

広報紙「共済だより」の配布方法の見直しについて

共済だより7月号および10月号でご案内のとおり、共済だよりにつきましては、年度4回(5月、7月、10月および1月)発行し、組合員に一人1冊を配布しているところですが、所属所から、電子版冊子の活用によるペーパーレス化および配布事務の軽減についての要望をいただき、令和3年度5月発行分からの配布方法を見直すこととなりました。

配布方法等は、全所属所を対象に希望調査を行い、現状のとおり①紙冊子を組合員一人1冊の配布、②紙冊子の配布と電子版冊子の閲覧(配信)の併用、③電子版冊子の閲覧(配信)からそれぞれ決定しました。

取り扱いについては、所属所ごとに異なりますので、ご不明な点がございましたら各共済組合担当課へお問い合わせください。

お問い合わせ 総務課 庶務・企画調整担当 TEL 026-217-5600

頭の体操をしましょう!

図書カード

ご応募いただいた正解者の中から抽選で5名の方に記念品を進呈します。



クロスワードパズル

クロスが解けたらA~Hを順に並べてください

- タテのカギ**
- 1 羽根突きに使う長方形の板。
 - 2 儒教の祖。古代中国の思想家。
 - 3 損の反対語です。
 - 4 安土桃山時代の伝説的大盗賊。
 - 5 台本や楽譜などがない、即興のせりふ演技など。
 - 7 アイドルが登場すると上がります。
 - 9 転ばぬ先の。
 - 11 最も信用し、頼みにしている部下。社長の。
 - 13 ○○○○では見えない星。
 - 14 湿地や岩石樹木などに生えます。
 - 15 ユーカリの葉だけを食べる動物です。気が合うこと。○○が合う。
 - 16 ○○○○解放宣言をしたリンカーン元大統領。死後のために書き残す文書や手紙。○○を揃って冬眠する。

1 F	2		3		4		5
6		7			8	9 E	
10	A			11			
		12		H			
	13					14	
15			16 C		17		18
19	D	20			G		
21				22			B

ヨコのカギ

- 1 家庭の中で大事に育てられた、○入り娘。
- 3 ラグビーでこれをするると5点になります。
- 6 入学試験に見事○○○○する。
- 8 空気中に含まれている水蒸気の割合。
- 10 無言のうちに心が通じ合うこと。○○○伝心。
- 11 相手のしてくれたことにこたえて何かをすること。
- 12 勝負・成否などの分かれ目。
- 13 一位の次です。
- 15 濃厚なうまみ。
- 16 手首に巻いて時間を確認します。
- 19 ハッ場ダムの建設予定地でもある○○○○峡。
- 21 お昼ご飯を英語で言うと?
- 22 胸のすくような、すばらしい行為。

応募について

はがきまたはEメールでご応募ください。
応募資格: 組合員の方(おひとり様1通まで)

Eメール soumu@nagano-kyosai.jp

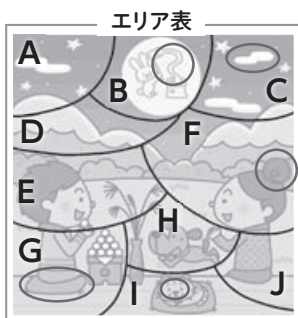
応募締切 1月25日(月)当日消印有効

解答は次号「共済だよりE-Life5月号」に掲載いたします。
なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業および広報活動の参考とさせていただきます。
抽選の結果は記念品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

- ① 解答
- ② 氏名
- ③ 所属所(勤務先)
- ④ 組合員証記号番号
- ⑤ 共済だより1月号のご感想・ご意見やご要望など

郵便はがき
380-8586
長野市権堂町2-01番地
権堂イーストプラザND
長野県市町村職員共済組合
総務課

10月号の
解答



前回の解答

B C F G I

57名の方にご応募いただき、ありがとうございました。
正解者55名のうち、5名の方に記念品をお送りいたしました。

※個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきました個人情報は厳重に保護・管理し、記念品の抽選および発送として活用する目的以外に使用することはありません。



低金利なご利用ください!

共済組合の貸付事業!!

こんなときにご利用いただけます。

- 普通貸付 ● 自動車や家電製品の購入など
- 住宅貸付 ● 住宅の新築やリフォームなど
- 特別貸付 ● お子様の入学や修学の資金など
- 冠婚葬祭の費用など

保証人・保証料
抵当権等の担保設定・
手数料等 一切不要です!



令和3年1月現在の利率は次のとおりです。

貸付種類	利率(年)
普通・住宅・特別貸付	1.26%
災害貸付	0.93%
在宅介護対応住宅貸付	1.00%

※貸付利率は、退職等年金給付の「基準利率」に応じて変動します。



お問い合わせ

長野県市町村職員共済組合 医療福祉課 福祉担当
TEL:026-217-5698 E-mail:hukusi@nagano-kyosai.jp